

意見書等

(意見書)

議員提出議案第17号

森林・林業再生プランの実現に向けた関連施策を求める意見書(可決)

森林、林業、木材関連産業の現状は森林・林業基本計画や地球温暖化防止森林吸収源対策等に基づき諸対策が進められているものの、森林関連産業の長引く不況や木材価格の低迷、林業労働者の高齢化などによる労働力の不足など厳しい状況が続いている。特に青森県における状況はより厳しく、早急かつ抜本的な対策が求められている。

昨年10月に内閣総理大臣を本部長とする緊急雇用対策本部が置かれ、その中の「緊急雇用創造プログラムの推進」において、「介護」、「グリーン」、「地域社会」の3分野における雇用創造を重点的に推進することとされ、グリーン創造分野では「森林・林業再生の推進」が掲げられ、12月25日に森林・林業再生プランが策定されたところである。

その理念は、森林の多面的機能の持続的発揮、森林・林業を基軸とした付加価値の高い地域資源創造型産業の創出、木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献とし、10年後の木材自給率を50%(現行24%)以上とすることを明示している。

森林の有する公益的機能は、国民が生活を営むために欠かすことのできないものである。国は森林の保管理に責任を持つことが必要であり、森林計画では、国、地方公共団体の役割及び森林所有者の責任を計画化することが必要である。また、持続可能な森林経営を基本とし、長期視点に立った森林づくりを進めるため、施業の集約化、路網の計画的整備等を積極的に行い、木材の安定供給体制の確立と国産材利用対策を進め、木材自給率50%達成に取り組むことが必要である。さらに、二酸化炭素森林吸収源対策の推進はもとより、特に国有林野事業において安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには、地域林業、木材産業の振興を通じた山村の活性化に十分寄与できるよう下記事項の実現を強く要請する。

記

- 1 森林計画制度における国と地方の役割を明確にし、各市町村が森林計画に係る企画立案を行い、国、青森県は指導及び補完的な業務を行うこと。
- 2 適切な森林経営を行う者への「森林管理・環境保全直接支払制度」を創設するとともに、施業を行わない場合は、意欲ある者へ森林を預けることを義務付けること。
- 3 流域管理を基本に林業関係者による「小流域委員会」を設置し、取り組みの具体化を図ること。
- 4 森林計画の実効性を確保するための「日本型フォレスター」等による技術的支援措置を創設し、フォレスター、施業プランナー、林業技術労働者等の人材育成を図ること。
- 5 森林整備の技術や雇用条件等を基準とする「優良事業体登録制度」を創設し、人材確保支援、補助率、融資条件の優遇措置を図り、地域事業体の育成対策を行うこと。また、山村の活性化に係わっては、森林整備や木材加工、流通等による新たな雇用の場を創出すること等、省庁間が連携し対策を進めること。
- 6 国有林野事業は、林野庁において一元的、一体的管理の下で、国民の意見をより一層反映し、環境保全施策との一体的な推進や公益的機能の持続的発揮を確保させること。また、国有林のフィールドを活用した林業技術者の育成や民有林との連携を図り、指導・助言を行う体制とすること。そのために、青森県においては、青森分局廃止後に設置された、東北森林管理局青森事務所の機能強化

と充実を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定による意見書を提出する。

平成 22 年 6 月 25 日

議員提出議案第18号

リンゴ果汁・リンゴ加工品の原料原産地表示の義務づけを求める意見書（可決）

かつて 700 万トン近くあった果実の生産量は、現在半以下に激減し、代わって輸入果実が生鮮・加工品合わせて 516 万トン（平成 19 年、生果量換算）に激増、果実の自給率は 41%まで落ち込んでいる。

リンゴは生果実としてはほとんど輸入されていないが、リンゴ果汁、加工品の輸入量は、日本の生産量を上回る 90 万トン（生果量換算）にも達している。このため加工用リンゴは売り先がなく捨て値同然であり、生果実の需給調整、価格調整機能を失い、生果実の価格にも影響を与えている。リンゴ農家は 2 年連続の自然災害、価格暴落に直面し、経営はきわめて厳しい状況に陥っている。

国内で消費されるリンゴ果汁及び果実全体の果汁はともに国産が 1 割しかなく、9 割が輸入果汁で占められている。仮に国産果汁、加工品のシェアが 2 割になるだけでも需給状況は一変すると言われている。

こうした中で今求められているのは、加工用リンゴの数量と価格を安定させる対策とともに、輸入果汁、輸入加工品の増加に歯止めをかけ、果汁、加工品の原料原産地表示を義務づけて消費者が選択できるようにすることである。

民主党はマニフェストで「原料原産地等の表示の義務付け対象を加工食品などに拡大」と公約しており、その早急な実現を求める。

よって、次の事項について実現を図ることを求める。

1. リンゴ果汁及びリンゴ加工品の原料原産地表示の義務付けを直ちに行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 6 月 25 日

議員提出議案第19号

細菌性髄膜炎から子どもたちを守るワクチンの早期定期接種化等を国で実施することを求める意見書（可決）

細菌性髄膜炎は、国内での 5 歳未満の発症者数が年間約 600 人以上、そのうち約 5%が死亡、約 20%に後遺症が残ると言われており、乳幼児にとって極めて重篤な感染症である。発症の原因は、インフルエンザ菌 b 型（以下 Hib）によるものが約 6 割、肺炎球菌によるものが約 3 割で、この 2 つの原因菌が全国の約 9 割を占めているが、発症初期は発熱以外に特別な症状がなく、早期診断が困難であることから、その対処法としては罹患前のワクチンによる予防が非常に有効であると言われている。

Hib ワクチンは、平成 10 年に WHO が乳児への定期接種を推奨する声明を出したことを受け、現在 110 カ国以上で承認され、90 カ国以上で定期予防接種が行われている。これらの国々では、Hib による細菌性髄膜炎が激減しており、副作用も軽微で安全性が高いことや医療費の削減効果が報告されている。

一方、我が国においては、Hib ワクチンは平成 19 年 1 月に承認、平成 20 年から販売が開始され

たが、いまだに任意接種であり、公的支援も十分でないことから、4回の接種費用が約3万円前後と自己負担が大きく、全国的な導入普及がおくれている。また肺炎球菌ワクチンについても、乳幼児に使用できる七価ワクチンが世界77カ国で承認されているにもかかわらず、いまだ承認されていない状況である。

国内の細菌性髄膜炎の発症を未然に抑止し、医療費の削減を進めるためにも、肺炎球菌ワクチンの早期承認、H i bワクチン及び肺炎球菌の定期接種化等が急がれるところである。

よって国に対し、細菌性髄膜炎から子どもたちを守るため、下記の事項について要望する。

記

- 1 速やかに細菌性髄膜炎を予防接種法による定期接種対象疾患（一類疾病）に位置づけること。
- 1 乳幼児に使用できる肺炎球菌ワクチン（七価ワクチン）について、薬事法による承認と導入を早期に行うこと。
- 1 H i bワクチンと肺炎球菌ワクチンの安定供給のための措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

議員提出議案第20号

E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める意見書（否決）

F A O（国連食糧農業機構）は先般、飢餓人口が10億人を突破したことを公表し、農水省も、「世界の食料は、穀物等の在庫水準が低く需要がひっ迫した状態が継続する。食料価格は2006年以前に比べて高い水準で、かつ、上昇傾向で推移する」と分析している。（「2018年における食料需給見通し」09.1.16）

こうした事態は、これまでの自由貿易万能論のゆきづまりを示すとともに、今日の深刻な世界の食糧問題を解決するためには、それぞれの国が主要食糧の増産をはかり、食糧自給率を向上させることの重要性を示している。そして、農産物の全面的な輸入自由化と生産刺激的な農業補助金の削減・廃止を世界に押し付けたW T O 農業協定路線や、W T O 路線を前提にした2国間・地域間の協定であるE P A ・ F T A 路線の見直しを強く求めている。

日本では自公政権が「E P A 戦略」を打ち出し、メキシコ、タイ、フィリピンなどとの協定を発効させ、オーストラリア等との交渉を行ってきた。政権交代によって誕生した鳩山政権は、日豪E P A 交渉を継続するとともに、中断している日韓F T A 交渉の再開に動き、さらに、日中韓F T A に向けた国家レベルによる研究を開始している。昨年末に閣議決定した「新成長戦略」では、2020年を目標にA P E C（アジア太平洋経済協力会議）の枠組みを活用した「アジア太平洋自由貿易圏（F T A A P）」を構築することを打ち出すに至ったところである。

A P E Cには太平洋に面するアメリカ、カナダ、オーストラリア、中国、韓国、ロシア、東南アジア諸国など、世界の主要な農産物輸出国を含む21カ国が加入しており、仮に、この枠組みで自由化が実施されれば日本の農業は壊滅的危機に直面することは明らかである。

政府は「農業に影響を与えないF T A 交渉」を強調しているが、農産物輸出国のねらいは農産物関税の撤廃にあり、一旦、交渉が始まったら取り返しのつかない事態を招くことは避けられない。

こうした輸入自由化路線は、国内の農産物価格の暴落を引き起こし、現在、政府が推進している「戸

別所得補償」の政策効果を台なしにし、制度そのものを破綻させかねない。

いま、求められることは、食糧をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧問題に正面から向き合い、40%程度にすぎない食糧自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことである。

以上の趣旨から下記の事項について実現を図ることを求める。

1. E P A ・ F T A 推進路線を見直すとともに、日豪交渉を中止し、「アジア太平洋自由貿易圏 (F T A A P) 」による農産物の関税撤廃を行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 6 月 25 日

議員提出議案第 21 号

備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書（否決）

米戸別所得補償モデル事業や水田利活用自給力向上事業の受付が 4 月から始まり、事業が動き出したところである。

米戸別所得補償モデル事業に参加する農家にとっても、参加しない農家にとっても、最大の懸念は、米価の下落に歯止めがかかっていないことである。

特に、政府が 2 月に、16 万トンの備蓄米買い入れを実施したにもかかわらず、米価はさらに下落していることは重大である。その原因は、買い入れ数量の少なさと合わせて、1 万 2900 円台という異常な安値で買い入れた政府、農林水産省の姿勢は、市場に米価先安のシグナルを発信し過剰感を一気に広げたことにある。備蓄米の買い入れが米価の下落を招いたことは重大な失政といわなければならない。

私たちは、米価の下落に歯止めをかけ、価格と需給を安定させることは、米戸別所得補償モデル事業の成否を左右するものと考え。それは、今日の過剰感のある米の需給状況のままでは米戸別所得補償モデル事業が、さらに米価を下落させる引き金となる可能性を否定できないからである。米価が下落すれば、制度上、さらなる財源の投入は避けられなくなる。

したがって、米戸別所得補償モデル事業の円滑な運営にとっても、米の再生産や食料自給率を向上させるためにも、下落した米価を回復させ、価格の安定を図ることは緊急の課題である。

今、市場で問題視されているのはせいぜい 30 万トン程度の過剰であるが、もし、現状を放置すれば秋には過剰が雪だるま式に広がり、米価下落は底なしの状態になりかねない。今、直ちに対策をとることが強く求められている。

政府は、今回の買い入れによって国産米による 100 万トンの備蓄を満たしたとしているが、その中身は、05 年産など、主食には不向きな 30 万トン程度の米が含まれており、これらを主食以外の用途に振り向ければ 30 万トンの買い入れは充分可能である。

以上の趣旨から下記の事項について実現を図ることを求める。

記

1. 08 年産を含む 30 万トン相当の備蓄米を適正な価格で買い入れること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 6 月 25 日

議員提出議案第 22 号

沖縄普天間基地の無条件撤去を求める意見書（否決）

鳩山内閣は、沖縄普天間基地問題について、「国外、最低でも県外」という公約を踏みにじり、結局、名護市辺野古の美しい海を埋め立てて新基地をつくるという方針を押しつけた。さらには、鹿児島県徳之島と本土にも訓練を分散するというもので、自公政権時代の方針よりもさらに悪いものとなった。

沖縄県民が、ことし1月の名護市長選や4月25日の県民大会で県内移設反対という総意を固めた後に同市辺野古に移設するという方針を決め、民意を踏みつけにしたのである。鳩山政権が、県民、国民の深い不信感、怒りに包まれたのは当然である。

普天間基地は、保育園や学校、住宅地の密集する市街地の中心部にあり、世界一危険な基地だということは米政府も認めている事実である。爆音、演習による原野火災、流弾、米兵による殺人、暴行など、沖縄県民は戦後65年間、基地あるがゆえに起こるさまざまな被害や苦しみを背負わされ続けてきた。基地をどこに移設しようとも、基地と隣り合わせで暮らす危険や苦しきは、また同じ苦しみとなり、移設条件付撤去では、この問題を解決することはできない。

よって本議会は政府に対し、沖縄県民日本国民の民意を尊重し、移設条件付撤去ではなく、普天間基地の無条件撤去を求め、対米交渉を開始するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

議員提出議案第23号

後期高齢者医療制度の即時廃止等を求める意見書（否決）

後期高齢者医療制度が実施されて3年目を迎えた。この制度は、実施されて間もない2008年6月には早くも民主党、共産党、社民党、国民新党の4野党による後期高齢者医療制度即時廃止を求める法案が参議院で可決された。その後に行われた総選挙は同制度の可否を大きな争点として闘われ、政権交代をもたらす結果となった。

ところが、新政権の民主党は、総選挙のマニフェストとして、同制度は即時撤廃を掲げたにもかかわらず同制度廃止を先延ばしにした。

これは、三党連立政権合意の「後期高齢者医療制度は廃止し、医療制度に対する国民信頼を高め、国民皆保険を守る。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する」にも反する。

ことし4月の保険料改正でも、引き上げを抑えるための国庫補助は実施されず、厚生労働省発表でも31都道府県（66%）が、最大7.7%もの保険料を引き上げることになった。制度を継続することによる新たな負担増が発生する。

毎日、75歳の誕生日を迎える方は全国で4000人といわれており、その方たちは鳩山首相のいう「悪い制度（09.11.9国会答弁）」に追いやられている。制度は、日々、新たな被害者を生み出している。後期高齢者医療制度を先延ばしにせず直ちに廃止を求める国民の声に耳を傾けるべきである。

よって、本議会として国に対し次の事項について要請する。

記

1. 後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、もとの老人保健制度に戻すこと。
2. その際、国庫負担をふやすなど保険料の負担増が生じないように必要な措置を講じること。
3. 医療費の窓口負担の軽減を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 6 月 25 日

議員提出議案第 24 号

アメリカ産牛肉の輸入制限撤廃、緩和に反対する意見書（否決）

4 月初めに来日したアメリカのビルサック農務長官は赤松農林水産大臣と会談し、アメリカ産牛肉の輸入制限の撤廃、緩和を要求した。日本側は科学的知見に基づいて判断していると緩和要求には応じなかった模様であるが、2007 年以降中断していた両国の専門家などによるアメリカ産牛肉の安全性などに関する技術協議を再開することで合意したと伝えられている。

今回のアメリカからの要求のきっかけの一つは、米上院議会に出された輸入制限撤廃を求める決議案で、元農務長官だったジョハンス氏が品質に問題があるトヨタ車をアメリカに輸出する日本が、（安全に問題のない）アメリカ産牛肉の輸入を制限するのはおかしいと提出したものである。

アメリカ産牛肉の安全対策のずさんさは、アメリカ農務省食品安全検査局がまとめた B S E（牛海綿状脳症）違反記録（「ノンプライアンス・レコード」）で明らかである。情報公開を求めた 2004 年 1 月から 2005 年 3 月までの全米 6000 カ所の屠畜場や食肉処理場における 1036 件の B S E 違反記録のうち公開された 829 件だけでも、牛の月齢判定が不適切な違反、特定危険部位の除去が不適切な違反、H A C C P（危害分析重要管理点）違反などが克明に記録されている。2005 年 12 月に輸入再開された後も輸入制限違反は繰り返されており、2009 年 4 月に一部資料の規制が強化されたとしても、基本的な事態が変わらない中での輸入制限の撤廃、緩和は許されない。

民主党はマニフェストで B S E 対策としての全頭検査に対する国庫補助を復活し、輸入牛肉の条件違反があった場合には、輸入の全面禁止等直ちに対応すると公約している。国産牛肉は全頭検査を継続すると公約しながら、アメリカ産牛肉については輸入制限を撤廃、緩和することは明らかな矛盾である。

また政権交代後の 2009 年 10 月 9 日、特定危険部位の脊柱混入が発覚した事例についてもヒューマンエラーで事を済ませ、何ら対策をとっていないことも公約違反である。

私たちは、日本国民の安全・安心を守り B S E 根絶のためには、日本と同等の安全対策を実施しない限りアメリカ産牛肉を輸入すべきでないと考え、まして輸入制限違反が繰り返されている状況下で、輸入条件撤廃、緩和には応じるべきではない。

よって次の事項について実現を図ることを求める。

1. アメリカ産牛肉の輸入条件撤廃、緩和には応じないこと。
2. 輸入牛肉の条件違反があった場合には、輸入の全面禁止等直ちに対応すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 6 月 25 日

議員提出議案第 25 号

治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書（否決）

戦前、天皇制政治のもとで主権在民を唱え、侵略戦争に反対したために治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲をこうむった。それは、革新政党、民主団体、平和主義者は言うに及ばず、知識人、文化人、宗教者、個人まで逮捕者 10 万人とも言われる過酷な弾圧であった。この青森県でも治安維持法の

犠牲者は400人余りと言われているが、実態はいまだ明らかになっていない。

戦後、治安維持法は日本がポツダム宣言を受諾したことにより、人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処罰された人々は無罪となった。

今、世界でも人道に反する罪に対して謝罪する動きが急速な広がりを見せている。一昨年、スペインでは内戦とフランコ独裁時代の犠牲者を名誉回復させる、歴史の記憶法が施行された。ドイツでもナチス政権下に国家反逆罪に問われた人々への名誉回復を行う立法化が行われようとしている。

以上により政府は、治安維持法犠牲者国家賠償法を制定し、犠牲者に対し一日も早く謝罪と賠償を行うよう下記事項について要望する。

記

- 1 国は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること。
- 2 国は、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと。
- 3 国は、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

議員提出議案第26号

国民健康保険の国庫負担をふやし、国民皆保険制度を守ることを求める意見書（否決）

国民健康保険は、その法律の第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とあるように、社会保障の一環として、すべての国民が貧富の格差なく、安心して医療を受けられることを公的に保障し、国民皆保険制度の根幹をなすものである。

しかし、近年お金がないために医療から排除され、命を落とす事態が繰り返されている。その一因には国保会計に占める国庫負担割合の低下や雇用情勢の悪化による国保加入者に占める低所得層の増大などが挙げられる。その結果、国保加入世帯の所得水準は1980年代半ばと変わらないのに、保険料の平均は2倍程度へと引き上げられ、低所得世帯が多いにもかかわらず、被用者保険の2倍以上の負担を強いられる事態となっている。

現状では、市民にこれ以上の保険料負担を求めるのは限界であり、だれもが安心して医療を受けられる国民皆保険制度の維持には、国庫負担の増額が必須となっている。

よって、国民生活のあらゆる部面でその向上と増進を図るべき責務を負う国の所管大臣として、国民健康保険への国庫負担増額の措置を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

議員提出議案第27号

生活保護の老齢加算復活を求める意見書（否決）

生活保護の老齢加算が、2004年4月より段階的に削減され、2006年4月に廃止された。

この措置により、ひとり暮らしの高齢者の場合は月額約8万5000円的生活扶助が約6万9000円（青森市・2級地の1）に減らされ、もともと低額的生活費で最低限度の生活に耐えてきた世帯が、老

齢加算の廃止で生活費を大幅に減額されることにより、衣食住を初め生活のあらゆる面で切り詰めた生活を余儀なくされ、人間としての尊厳を維持することが困難な状況に陥っている。

高齢になれば、良質で消化のよい食事が必要となり、また、寒さ暑さにも抵抗力がなくなる。こうした「特別な需要」にこたえて支給されていたのが老齢加算である。現政権は、母子加算を復活させ、来年度も継続することを決めた。母子加算も老齢加算も、「それぞれ一般世帯と生活保護世帯との消費支出の比較」という同じ理由で廃止された。母子加算を復活させて、老齢加算を復活させない道理はない。

よって、国民生活のあらゆる部面でその向上と増進を図るべき責務を負う国の所管大臣として、老齢加算を復活することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

議員提出議案第28号

米の戸別所得補償対策等の見直しを求める意見書（可決）

戸別所得補償モデル対策について、4月1日より加入受付が始まったが、各地の農家からはいまだに不安と戸惑いの声が絶えない。周知不足や準備のおくれも否めず、制度運用面での変更も相次いでおり安心して営農できない状況である。

来年度からは本格実施を行うとしているが、生産現場と地域ごとの事情に配慮し、稚拙な制度にならぬことを求める。

また、安定的な農業経営を実現するためには、農業、農村基盤の整備等を進め、効率的な食料生産を継続していくことが不可欠である。

以上のことから、今年度の制度について以下改善を求める。

記

一、算定方式の見直し

米の生産費について一番高い四国と、一番低い北海道では約1.7倍の差があり、生産費と販売価格の差額として全国一律とした算定方式は、不公平であり見直しを求める。

一、地域の自主性を尊重すること

今まで、地域ごとに産地づくりとして支援してきた特産品作物に対する加算措置がなくなり、産地づくりに取り組んできた農家の経営を阻害する要因になっている。地域の自主性、特色が尊重される仕組みに見直すべきである。

一、農山漁村の基盤整備の促進

行政刷新会議は先般の事業仕分けにおいて、農道整備事業や森林整備事業を廃止とした。また、米の戸別所得補償モデル事業の実施においても土地改良事業費を約6割削減するなど、必要な環境整備が進んでいない。用排水路等の更新時期も来ていることから、農村の生活環境の改善、農地の確保や基盤整備、用水の確保や道路などインフラ整備を早期に実施、促進するべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

議員提出議案第29号

未就職新卒者の支援策実施を求める意見書（可決）

平成 21 年度大学等卒業予定者の就職内定率は、ことし 2 月 1 日時点で 80%となり、前年同期比 6.3%減で過去最低となった。社会人として第一歩を踏み出すときに職業につけないということは、日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済、社会の活力低下という点から見ても大変憂慮すべき事態である。

こうした中で、大企業を中心にした新卒優先採用の雇用慣行が卒業後の就職活動を困難にするため、就職活動に有利な新卒の立場を続けるためにあえて留年する希望留年者を生み出している。今春、就職未定の新卒者は大学、高校卒などで約 20 万人とも推計されているが、この推計には希望留年者は含まれていないため、未就職新卒者は実質的に 20 万人以上に上るとみられる。

また、景気低迷が続く中で大企業の採用が落ち込んでいるにもかかわらず、学生は大企業志向が高く、一方で、中小企業は採用意欲が高いにもかかわらず人材が不足しているといった雇用のミスマッチ（不適合）解消も喫緊の課題と言える。

若者の厳しい雇用情勢に対応するため、速やかに国を挙げて雇用確保のための成長戦略を始め、経済政策、雇用支援策など全面的に手を打つべきである。特に、未就職新卒者の支援策を早急に実施するよう、政府に対して以下の項目を強く要請する。

記

1. 大企業を中心とした新卒優先採用という雇用慣行や就職活動の早期化を見直し、卒業後 3 年間は新卒扱いにするなど、企業、大学の間で新しいルールを策定すること。
2. 大企業志向を強める学生と人材不足の中小企業を結びつけるための情報提供を行う「(仮称)政府版中小企業就活応援ナビ」を創設するなど、雇用のミスマッチを解消すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 6 月 25 日

議員提出議案第 30 号

小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書（可決）

ことし 3 月 13 日未明に発生した札幌市の認知症グループホームの火災は、入居者 7 名が亡くなるという大変悲惨な結果となった。

以前にも平成 18 年に長崎県大村市、平成 21 年には群馬県渋川市で、同様の火災により多くの犠牲者を出したところである。

政府は平成 18 年の長崎県大村市での火災を受け、平成 19 年 6 月に消防法施行令を一部改正し、認知症グループホームにおける防火体制の強化を図ったところである。平成 21 年度からは、厚生労働省も小規模福祉施設スプリンクラー整備事業でスプリンクラーを設置する施設に対し交付金措置を行うなど、対策を進めてきたところである。

しかし、今回札幌で火災が起こった施設は、スプリンクラー設置基準である 275 平方メートル以下の施設であり、こうした小規模施設がこれからも増加する傾向にあることから、防火体制の強化に向けて以下の点を政府に対し要望する。

記

1. 275 平方メートル未満の施設も含め、すべてのグループホームにスプリンクラーの設置を義務化するとともに、交付金等による国の支援を拡充すること。
 2. 小規模グループホームにおける人員配置基準を拡充すること。
 3. 小規模グループホームが消防用設備の充実が図られるよう国が財政的支援を行うこと。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 22 年 6 月 25 日

議員提出議案第31号

発達障害やその他文字を認識することに困難のある児童生徒のための
マルチメディアデージー教科書の普及促進を求める意見書（可決）

平成 20 年 9 月に障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行された。

この教科書バリアフリー法の施行を機に、平成 21 年 9 月より、財団法人日本障害者リハビリテーション協会（リハ協）がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキストと画像を使用し、デジタル化対応することで、テキスト文字に音声をシンクロ（同期）させて読むことを可能にしたマルチメディアデージー版教科書（デージー教科書）の提供を始めた。また文部科学省において、平成 21 年度より、デージー教科書などの発達障害等の障害特性に応じた教材のあり方やそれらを活用した効果的な指導方法等について、実証的な調査研究が実施されているところである。

現在、デージー教科書は、上記のとおり文部科学省の調査研究事業の対象となっているが、その調査研究段階であるにもかかわらず、平成 21 年 12 月現在で約 300 人の児童生徒に活用され、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デージー教科書の普及推進への期待が大変に高まっている。

しかし、デージー教科書は教科書無償給与の対象となっていないことに加えて、その製作は多大な時間と費用を要するにもかかわらず、ボランティア団体頼みであるため、必要とする児童生徒の希望に十分にこたえられない状況にあり、実際にリハ協が平成 21 年度にデジタル化対応したデージー教科書は小・中学生用教科書全体の約 4 分の 1 にとどまっている。

このような現状を踏まえると、まず教科用特定図書等の普及促進のための予算のさらなる拡充が求められるところであるが、平成 21 年度の同予算が 1 億 7200 万円に対し、平成 22 年度は 1 億 5600 万円と縮減されており、これらの普及促進への取り組みは不十分であると言わざるを得ない。

よって、政府及び文部科学省においては、必要とする児童生徒、担当教員等にデージー教科書を安定して配布、提供できるように、その普及促進のための体制の整備及び必要な予算措置を講ずることを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 6 月 25 日

議員提出議案第32号

機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書（可決）

慢性的に血糖値が高い状態が続くと糖尿病を発症することは知られているが、すい臓の機能失調等による血糖値の調節異常によって発症する機能性低血糖症は医師ですらまだ認知度が低い病である。

機能性低血糖症は、糖の過剰摂取や過激な食事制限、過食といった食生活の乱れやストレスなどが原因となって、血糖値が急激に低下したり、低い状態にとどまってしまう疾患で、現代の食生活も誘因の一つと指摘されており、近年、研究が進むとともに、患者の数もふえている。

機能性低血糖症は、脳への血糖補給不足に加え、アドレナリンなどの内分泌系異常や自律神経にも影響し、慢性疲労やうつ状態、集中力不足、情緒不安定、記憶障害など、身体面、精神面ともに実にさまざまな症状が引き起こされることがわかってきている。症状から精神疾患や神経疾患などと誤った診断をされるケースも少なくない。また妊産婦の低血糖症は新生児低血糖症の要因となり、脳障害を引き起こすことが知られており、発達障害（自閉症スペクトラム）の危険因子の一つであると指摘されている。

この機能性低血糖症の診断には、糖尿病診断に用いられている常用負荷試験及び耐糖能精密検査が有効とされているが、保険適用で行われる一般的な2時間検査では、上昇するはずの血糖値が上昇せず、変化のない平坦な曲線を描く無反応性低血糖症や、4時間経過後に血糖値が急落する反応性低血糖症などを診断することが難しい。精度を高めて5時間かけて検査を行うことが必要で、さらに膵臓の機能障害の程度を診るためにはインスリン値を調べることも重要なポイントである。ところが、5時間の耐糖能精密検査は保険適用がされておらず、高額な自己負担が必要なほか、実施する医療機関も少ないのが問題である。

機能性低血糖症と正しく診断されたことで、機能性低血糖症のための治療により症状が改善、社会復帰する事例は数多くある。

そこで、機能性低血糖症に関する調査研究、病名の認知及び意識啓発、検査態勢の拡充等が図られるよう、以下の取り組みを国に要望する。

- 1．機能性低血糖症についての医学研究の進展と診断、治療法の普及に向け国として調査研究を進めること。
- 2．機能性低血糖症診断のための5時間の耐糖能精密検査を保険適用の対象とすること。
- 3．新生児の機能性低血糖症による障害発生を予防するため、周産期医療において妊産婦の生活習慣の改善を図るとともに、早期発見と治療の態勢づくりを推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日
